

お父さん、お母さんのための

ふくいの子育て 応援ガイド& すまいるFカード2021



もくじ

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1 保育や一時預かりなどの情報を紹介します。 | 11 妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度 |
| 3 子育て中にお出かけできる場所を紹介します。 | 13 相談窓口を紹介します。 |
| 5 子どもが病気になったときの医療情報を紹介します。 | 15 市町と県のお問合せ先・各種相談窓口 |
| 7 ひとり親家庭への支援を紹介します。 | 16 協賛企業一覧 |
| 8 子育てで家庭への経済的支援を紹介します。 | 27 INDEX（地区別・50音順） |
| 9 仕事と子育ての両立支援制度を紹介します。 | 29 サポーター企業紹介 |
| 10 再就職を希望されている方への各種支援制度を紹介します。 | |



保育や一時預かりなどの情報を紹介します。

家庭での保育が困難な場合に保育所やこども園に入所（園）できます。

保護者が働いているなど、家庭での保育が困難な場合に保育所やこども園に入所（園）できます。転入、産後・育児休暇後の職場復帰などにより年度途中からの入所（園）も可能です。※詳しくは、各市町担当課へお問い合わせください。（P15参照）

※保育所、こども園の情報は、「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。

ふくいエンゼルねっとプラス

検索



保育所などでは、延長保育・一時預かりなども行っています。

延長保育 保護者の勤務時間等に柔軟に対応できるよう、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に利用できます。（例：午後6時～午後7時の延長保育）

夜間保育 就労形態が夜間に及ぶ保護者が利用できます。

小浜市 NPO法人わくわくらぶ（ハーツわかさ内）

乳児保育 保護者の産後休暇明けから0歳児を預かります。

障害児保育 保育所で、集団保育が可能な場合に利用できます。

休日保育 保護者が日曜・祝日に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福井市	幼保連携型認定こども園三谷館	越前市	認定こども園あわたべ
敦賀市	中郷西保育園	南越前町	今庄なないろこども園
	さみどり保育園	越前町	認定こども園たいら保育園
小浜市	はましんわくわくステーション	四ヶ浦保育園	
大野市	誓念寺こども園	美浜町	みずうみ保育園
勝山市	中央こども園	若狭町	とばっ子保育園



一時預かり 冠婚葬祭等の行事や育児疲れなどで、在宅での子育てが困難な場合、保育所で一時的に子どもを預かります。

ショートステイ 保護者の病気や出産、家族の看護などで子どもの世話ができない。また、冠婚葬祭や学校などの行事で子どもを連れて行けない等の理由で、一時的に家庭で養育できないときにお子さんをお預かりするサービスです。

トワイライトステイ 仕事の残業が続いて帰りが遅いなど、夕方から夜にかけて子どもを養育できないときなどにお子さんをお預かりするサービスです。



放課後に小学生を預かっています。

保護者が仕事などのため日中家庭にいない小学生を児童館や学校の空き教室などで預かります。また、小学生に公民館などでスポーツや文化活動を指導しています。

※事前登録などの手続きが必要な場合があります。詳しくは、各市町担当課へお問い合わせください。（P15参照）

※施設の情報は、「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。

ふくいエンゼルねっとプラス

検索



保育所に入所していないお子さんを一時的に預かっています。

保育所以外でも、NPO法人やシルバー人材センターなどで、お子さんを一時的に預かっています。
(保育所への送迎や、家事支援を行っているところもあります。)
第1子の出産予定の方も家事支援サービスを受けられます。
※詳しくは、各市町担当課(P15参照)、または下記施設へお問い合わせください。

☆すみずみ子育てサポート事業で利用料金の助成が受けられます。

(助成内容)利用料金の半額(ただし、350円/時間まで)

※助成を受けられる時間には月ごとに上限があります。

利用料金の例 ■700円/時間<標準>→350円/時間 800円/時間→450円/時間

＜一時預かりなどすみずみ子育てサポート事業を実施している施設＞

令和3年4月現在

市町名	実施団体	所在地	実施内容
福井市	福井市 (の〜び・のび)	福井市中央 0776-24-3715	●
	福井市シルバー人材センター (ひだまりの家)	福井市大宮 0776-26-5478	●
	県民せいきょう (ハーツきっず羽水)	福井市羽水 0120-82-3415	●
	県民せいきょう (ハーツきっず学園)	福井市学園 0120-17-3415	●
	県民せいきょう (ハーツきっず志比口)	福井市志比口 0120-39-3415	●
	社会福祉法人町屋福祉会 (託児所「くるみ」)	福井市北四ツ居 0776-52-1803	●
	アイビーエージェント(株) (とらいあんぐる)	福井市日之出 0776-24-2346	●
	樹Select (すまいるいきっず)	福井市手寄 0776-97-9366	●
	福井市シルバー人材センター (家庭支援サービス)	福井市田原 0776-27-0701	●■
	県民せいきょう (きらめきくらしのサポート)	福井市開発 0776-52-0655	▲■
敦賀市	敦賀市シルバー人材センター (託児所たんぼぼ)	敦賀市呉竹町 0770-24-1250	●■
	NPO法人子育てサポートセンター きらきらくらぶ(きらりんるーむ)	敦賀市若葉町 0770-22-6447	●■
小浜市	NPO法人わくわくくらぶ (ハーツわかさ内)	小浜市遠敷 0770-56-4880	●
	三びきのこぶた保育園	小浜市遠敷 0770-56-3833	●
大野市	大野市シルバー人材センター	大野市天神町 0779-66-0069	●■
	NPO法人子育て交流広場ちっくたっく	大野市鍛冶 0779-66-3775	●
勝山市	勝山市シルバー人材センター	勝山市本町 0779-88-1881	●▲■
鯖江市	鯖江地域ファミリーサービスクラブ	鯖江市三六町 0778-51-9036	■
	県民せいきょう (ハーツきっずたけふ)	越前市芝原 0120-54-3415	●
	県民せいきょう (ハーツきっずさばえ)	鯖江市小黒町 0120-70-3415	●
	社会福祉法人町屋福祉会 (託児所「くるみ」)	福井市北四ツ居 0776-52-1803	●
	野尻医院 (複合型デイサービス「てまり」)	越前市平出 0778-22-0305	●
県民せいきょう (きらめきくらしのサポート)	福井市開発 0776-52-0655	▲■	
あわら市	あわら市シルバー人材センター	あわら市国影 0776-97-6088	●
越前市	NPO法人子どもセンターピノキオ	越前市府中 0778-23-8211	●■
	県民せいきょう (ハーツきっずたけふ)	越前市芝原 0120-54-3415	●
	野尻医院 (複合型デイサービス「てまり」)	越前市平出 0778-22-0305	●
	県民せいきょう (きらめきくらしのサポート)	福井市開発 0776-52-0655	▲■

市町名	実施団体	所在地	実施内容
坂井市	県民せいきょう (ハーツきっずはるえ)	坂井市春江町随応寺 0120-45-3415	●■
	坂井市シルバー人材センター	坂井市春江町随応寺 0776-50-1350	●▲■
永平寺町	社会福祉法人町屋福祉会 (託児所「くるみ」)	福井市北四ツ居 0776-52-1803	●
	永平寺町シルバー人材センター	吉田郡永平寺町松岡室 0776-61-6100	▲■
池田町	県民せいきょう (ハーツきっず志比口)	福井市志比口 0120-39-3415	●
	NPO法人子どもセンターピノキオ	越前市府中 0778-23-8211	●
南越前町	池田町社会福祉協議会	池田町藪田 0778-44-7750	▲■
	野尻医院 (複合型デイサービス「てまり」)	越前市平出 0778-22-0305	●
越前町	南越前町シルバー人材センター (南越前町子ども一時預かりの家 おんぶ)	南越前町脇本 0778-47-3200	●
	越前町社会福祉協議会	越前町西田中 0778-34-2388	▲■
	鯖江地域ファミリーサービスクラブ	鯖江市三六町 0778-51-9036	■
	県民せいきょう (ハーツきっずさばえ)	鯖江市小黒町 0120-70-3415	●
美浜町	県民せいきょう (ハーツきっずたけふ)	越前市芝原 0120-54-3415	●
	県民せいきょう (ハーツきっず羽水)	福井市羽水 0120-82-3415	●
	NPO法人子育てサポートセンター きらきらくらぶ	敦賀市若葉町 0770-22-6447	●
高浜町	敦賀市シルバー人材センターたんぼぼ	敦賀市呉竹町 0770-24-1250	●
	美浜町シルバー人材センター	美浜町郷市 0770-32-5144	●
若狭町	美浜町社会福祉協議会	美浜町郷市 0770-32-1164	■
	NPO法人わくわくくらぶ (ハーツわかさ内)	小浜市遠敷 0770-56-4880	●
おおい町	NPO法人わくわくくらぶ (ハーツわかさ内)	小浜市遠敷 0770-56-4880	●
	若狭町シルバー人材センター	三方上中郡若狭町中央 0770-45-9125	●
小浜市	NPO法人わくわくくらぶ (ハーツわかさ内)	小浜市遠敷 0770-56-4880	●

利用できるサービスの凡例 ●：一時的な預かり ▲：送迎 ■：家事支援
※施設情報は「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。



子育て中にお出かけできる場所を紹介します。

子育て支援センターや子育てひろばでは、保護者同士の交流や相談ができます。

保護者同士の交流の場、親子の遊び場、子育ての相談の場として、子育て支援センター・子育てひろばが開設されています。ご利用は無料です。

※施設の情報、
「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。



※詳しくは、下記施設へお問い合わせください。

ふくいエンゼルねっとプラス

検索

市町名	施設名	所在地	電話番号
福井市	ばんだルーム	福井市木田	0776-36-0063
	ひよこ広場	福井市明里町	0776-36-0064
	福井市男女共同参画・子ども家庭センター 子育て支援室・相談室（AOSSA内）	福井市手寄	0776-20-1540
	おやこの広場「あ・の・ね」	福井市文京	0776-27-0801
	ハーツきッズ羽水ひよこるーむ	福井市羽水	0120-82-3415
	子育て支援室「赤とんぼ」 （福井市清水健康管理センター内）	福井市風巻町	0776-98-3269
	ハーツきッズ学園ひよこるーむ	福井市学園	0120-17-3415
	ハーツきッズ志比口ひよこるーむ	福井市志比口	0120-39-3415
	たんぼぼ広場	福井市江守の里	0776-35-7517
	びよんびよんルーム（みやま保育園内）	福井市境寺町	0776-90-1362
	すくすくキッズ（清水台こども園内）	福井市グリーンハイツ	0776-98-2135
きのこルーム	福井市砂子坂町	0776-83-0160	
敦賀市	敦賀市子育て総合支援センター	敦賀市本町一丁目	0770-22-0147
	おやこきらりんひろば	敦賀市野神	0770-24-7517
	敦賀市粟野子育て支援センター	敦賀市新和町一丁目	0770-25-5647
小浜市	小浜市子育て支援センター	小浜市木崎	0770-56-3386
	わくわく広場	小浜市遠敷	0770-56-4880
	小浜市浜っ子こども園子育て支援室	小浜市川崎	0770-52-0142
	エンジェル広場 （認定こども園聖ルカ幼稚園内）	小浜市千種	0770-52-0995
大野市	大野市地域子育て支援センター	大野市天神町	0779-65-7188
	子育て交流広場「ちっく・たっく」	大野市鍛掛	0779-66-3775
勝山市	勝山市地域子育て支援センター	勝山市片瀬町	0779-87-3830
鯖江市	鯖江市子育て支援センター	鯖江市桜町	0778-51-3527
あわら市	あわら市子育て支援センター	あわら市国影	0776-77-1163
	こぐまクラブ	あわら市田中々	0776-78-7885
越前市	地域子育て支援センターピノキオ	越前市府中	0778-23-8211
	フォルマシオン	越前市村国	0778-23-6318
	支援センターいまだて	越前市粟田部	0778-42-2511
	子育て支援センター 一陽	越前市新町	090-3764-0862

市町名	施設名	所在地	電話番号
坂井市	三国子育て支援センター	坂井市三国町 運動公園一丁目	0776-81-6550
	丸岡子育て支援センター	坂井市丸岡町八ヶ郷	0776-67-4157
	坂井子育て支援センター	坂井市坂井町宮領	0776-68-4188
	ハーツきッズはるえひよこるーむ	坂井市春江町随応寺	0120-45-3415
	もみじアンソニーサロン	坂井市丸岡町板倉	0776-67-6760
	キッズハウスゆり	坂井市春江町本堂	0776-51-8850
永平寺町	松岡子育て支援センター	永平寺町松岡吉野塚	0776-61-0750
	永平寺子育て支援センター	永平寺町東古市	0776-63-2868
	上志比子育て支援センター	永平寺町石上	0776-64-3100
池田町	池田町子育て支援センター	池田町山田	0778-44-8181
南越前町	南条子育て支援センター	南越前町東大道	0778-47-2411
	今庄子育て支援センター「わかば」	南越前町今庄	0778-45-0788
	河野子育て支援センター	南越前町甲楽城	0778-48-2321
越前町	朝日子育て支援センター	越前町気比庄	0778-34-7123
	宮崎子育て支援センター	越前町江波	0778-32-2323
	織田子育て支援センター	越前町織田	0778-36-2232
	越前子育て支援センター	越前町梅浦	0778-37-0900
美浜町	はげの子育て支援センター	越前町細野	0778-36-0396
	美浜町子育て支援センター	美浜町興道寺	0770-32-0192
高浜町	高浜町子育て世代包括支援センター 「kurumu（くるむ）」	高浜町和田	0770-72-6154
	子育て支援センターにこにこ広場 （高浜キッズこども園内）	高浜町立石	0770-50-9050
おおい町	名田庄子育て支援センター	おおい町名田庄小倉	0770-67-2236
	本郷子育て支援センター	おおい町本郷	0770-77-4152
	佐分利子育て支援センター	おおい町石山	0770-78-1260
	大島子育て支援センター	おおい町大島	0770-77-0210
若狭町	三方子育て支援センター	若狭町中央	0770-62-2704
	若狭子育て支援センター	若狭町瓜生	0770-62-2704
	梅の里保育園にこにこひろば	若狭町田井	0770-46-1030

子育てマスターが相談を受け付けています。

保育士や看護師などの資格を持つ「子育てマスター」（約400名）が、子育て支援センター、児童館、公民館などで、子育てに関して助言したり、保護者の悩みや不安に関する相談を受け付けています。

※子育てマスターに相談したい方は、福井県子ども家庭課、各市町の担当課、子育て支援センターにご連絡ください。身近な子育てマスターをご紹介します。ご相談は秘密は守られます。

福井県児童科学館（坂井市春江町）☎0776-51-8000（月曜休館）
においても相談会を実施しています。詳しくは施設まで。



子どもとお出かけできる県の施設を紹介します。

名称	内容	問合せ先
福井県児童科学館	科学的探究心を育む展示エリア、クラフトルームでの創作・体験活動、スペースシアターでのプラネタリウム投影、天体望遠鏡を使った星空観望会などを開催しています。	児童科学館 0776-51-8000
福井県こども家族館	海・自然・環境に対する理解を深め、親子・家族がふれあい交流する場を提供することを目的とした施設です。 常設の探検ゾーンに加えて、ものづくりの体験ができる工房ゾーン、各種イベントが催される交流ゾーンなどがあります。	こども家族館 0770-77-3211

福井県児童科学館



利用案内

開館時間 9:30～17:00
9:30～18:00 (7月1日～8月31日)

休館日 月曜日(休日を除く)
休日の翌日(土・日・休日を除く)
年末年始(12月28日～1月2日)
※ただし、ゴールデンウィーク・春・夏・冬休み期間中
(年末年始を除く)は、休まずに開館します。
※臨時に休館・開館する場合があります。

駐車場 普通車360台、大型車10台
※敷地内は全面禁煙です。

利用料金 (スペースシアター、展示エリア以外への入場は無料)

区分	大人	小中高生	幼児
スペースシアター観覧料	520円 (420円)	260円 (210円)	100円 (80円)
展示エリア入場料	100円 (80円)		

※幼児とは、3歳以上の方で小学校就学の始期に達するまでの方
※()は、20名以上の団体料金
※高校生以下、70歳以上の方は、展示エリアは無料
※障がい者手帳をお持ちの方、介護の方は半額割引です。

こども家族館



利用案内

開館時間 9:30～17:00
9:30～18:00 (夏休み期間中)

休館日 月曜日(休日を除く)
休日の翌日(土・日・祝休日を除く)
年末年始(12月29日～1月3日)
※ただし、夏休み期間は休まず開館します。
※臨時に休館・開館する場合があります。

駐車場 普通車70台、身障者用4台、大型バス10台
※うみんびあ大館内には駐車場が他にもあります。

利用料金 入館無料(入館、1F、4Fは無料です。)
あそび探検ゾーン(2F、3F)利用料金

区分	大人	小中高生	就学前児童 ※同伴保護者は有料です。	障がい者 ※支援者も無料です。
個人	210円	100円	無料	無料
団体 (20人以上)	160円	80円	無料	無料
パスポート (1年間有効)	2,100円	1,050円		

妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくりを推進しています。

国では、社会全体で行動し、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくりの推進に向け、乳幼児連れの外出支援・応援サービスであるフレンドリー・メニューや優待・割引等のサービスを、全国の子育て家庭が受けられるよう呼びかけを行っています。福井県もこの取組に参加しています。

右のマークのついたカードを提示することで、他県でも優待・割引等のサービスを受けることができます。
(都道府県や協賛店舗によって、対象世帯やサービス内容等が異なります。詳しくは県のHPなどでご確認ください。)



※フレンドリー・メニューでは、次のようなサービスを提供します。

* 粉ミルクのお湯の提供 *

* おむつ替えスペースあり *

* トイレにベビーキープ設置 *

* 授乳スペースあり *

* キッズスペースあり *

* ベビーカー入店可能等 *

子どもが病気になったときの医療情報を紹介します。

夜間・休日に、お子さんが急に病気になったとき、専任の看護師がアドバイスします。

夜間や休日、お子さんが急に具合が悪くなったら、ご相談ください。専任の看護師がアドバイスします。

#8000子ども救急医療 電話相談 電話番号(#8000)受付時間(月～土/19:00～翌朝9:00 日・祝/9:00～翌朝9:00)
※ダイヤル回線からおかけの場合は、0776-25-9955へダイヤルしてください。

●話し中の場合は、恐れ入りますが少し時間をおいておかけ直してください。

福井県 地域医療課

検索

夜間・休日の急病時に診療しています。

夜間・休日に、「小児科医」の診察が受けられます。

※やけど、骨折などの外科的症状の場合は、救急病院で受診してください。

●嶺北

休日・夜間急患センター	所在地	電話番号	診療科目	診療日	診療時間
福井県こども急患センター	福井市城東4丁目14-30 (福井市健康管理センター東隣2階)	0776-26-8800	小児科	月～土	19:00～23:00
				日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)	9:00～23:00
※23時以降は、小児救急夜間輪番病院で受診してください。					
福井市休日急患歯科診療所	福井市大願寺3-4-1 (福井県歯科医師会館内)	0776-26-8468	歯科	日曜日・祝日・(旧盆8/14～16) 年末年始(12/30～1/3)	9:00～17:00
大野市休日急患診療所	大野市篠座117-6-1	0779-65-8999	小児科	日曜日・祝日・年末年始(12/31～1/3)	9:00～21:00
			内科 外科	土曜日	13:00～21:00
				日曜日・祝日・年末年始(12/31～1/3)	9:00～21:00

●嶺南

休日・夜間急患センター	所在地	電話番号	診療科目	診療日	診療時間
敦賀市休日急患センター	敦賀市中央2-16-52	0770-25-5311	小児科 内科 歯科	日曜日・祝日・年末年始(12/31～1/3)	(4月～11月) 9:00～12:00 (12月～3月) 9:00～12:00 13:00～15:00

夜間の重症の小児患者に対応するため、小児救急夜間輪番病院体制を行っています。

夜間の重症な急病に対応するため、曜日ごとに小児科医が診療できる体制をとっています。

※必ず当番病院に電話をかけてから受診してください。

ご協力!!

夜間に軽症患者の受診が多くなっています。救急医療を必要とする方や医師の負担軽減のため、福井県こども急患センターや翌日かかりつけ医を受診していただくなど、救急医療の確保にご協力くださるようお願いいたします。

嶺北			嶺南(敦賀地区)			嶺南(小浜地区)	
月	23:00 ～ 翌朝8:00 23:00までは 福井県こども 急患セン ターで受診 してくださ い。	福井赤十字病院 0776-36-3630	月	市立敦賀病院 0770-22-3611	18:00 ～ 翌朝8:00	杉田玄白 記念 公立 小浜病院 0770- 52-0990	
火		福井県済生会病院 0776-23-1111	火	(独) 国立病院機構敦賀医療センター 0770-25-1600			
水		福井県立病院 0776-54-5151	水	17:15～22:15 小児科医師が 対応します。			
木		福井赤十字病院 0776-36-3630	木	22:15～8:30 当直医師が対応し、 必要時は小児科医師を 呼び出します※			
金		福井県済生会病院 0776-23-1111	金	(独) 国立病院機構敦賀医療センター 0770-25-1600			
土		福井大学医学部附属病院 0776-61-3111	土	(独) 国立病院機構敦賀医療センター(第1-3号) / 市立敦賀病院(第2-4) 0770-25-1600 0770-22-3611			
日	福井県立病院 0776-54-5151	日	市立敦賀病院 0770-22-3611				
嶺北地区は、祝日も上記の曜日に応じた病院で診療しています。			祝	市立敦賀病院 / (独) 国立病院機構敦賀医療センター 0770-22-3611 0770-25-1600			

※先ず、当直医が診察を行い、その後必要に応じて小児科医が病院から呼出を受けて診察をします。
また、臨床研修病院では、最初に研修医が対応する場合があります。
祝日には、振替休日および年末年始(12/30～1/3)を含みます。

令和3年4月現在

福井県 地域医療課

検索

病気のお子さんを預けることができます。

病気治療中のお子さん（病児）・回復期のお子さん（病後児）を預かるサービスを、県内22か所で行っています。
（利用料：2,000円/日）

※施設の情報、「ふくいエンゼルねっとプラス」から検索できます。

ふくいエンゼルねっとプラス

検索



地域	施設名	所在地	電話番号	利用できるサービス		利用できる市町
				病児	病後児	
福井市 永平寺町	福井県済生会乳児院	福井市和田中町	0776-30-0300	—	○	福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町
	福井総合クリニック	福井市新田塚	0776-21-1300	—	○	
	福井愛育病院 愛育ちびっこハウス	福井市新保	0776-54-5757	○	○	
	大滝病院 病児病後児保育園	福井市日光	0776-23-3215	○	○	
坂井	金津産婦人科クリニック	あわら市市姫	0776-73-3800	○	○	福井市 あわら市 坂井市
	春日レディスクリニック	坂井市春江町江留上新町	0776-58-2323	○	○	福井市 勝山市 あわら市 坂井市
	すくすくハウス	坂井市松岡町吉政	0776-97-6415	○	○	
	三国病院	坂井市三国町中央	080-6351-6755	○	○	
	坂井松涛保育園	坂井市坂井町長畑	0776-50-2181	—	○	
奥越	栃木産婦人科医院	大野市春日	0779-66-2502	○	○	福井市 大野市 勝山市
	クリニカ・デ・ふかや	勝山市元町	0779-88-0011	○	○	福井市 大野市 勝山市 鯖江市 坂井市 永平寺町 池田町 越前町
丹南	斎藤病院「わらべ」	鯖江市中野町	090-3765-0593	○	○	福井市 勝山市 鯖江市 越前市 永平寺町 池田町 越前町 南越前町
	公立丹南病院「えくぼ」	鯖江市三六町	080-6367-6567	○	○	
	野尻医院「ままのて」	越前市平出	0778-22-5000	○	○	福井市 鯖江市 越前市 池田町 越前町 南越前町
	ほっと保育室	池田町藪田	0778-44-8000	○	○	池田町
	織田病院	越前町織田	0778-36-1000	○	○	福井市 勝山市 鯖江市 越前市 越前町
嶺南	はびけあ	敦賀市三島町	0770-23-2723	—	○	敦賀市 美浜町
	公立小浜病院「とまと」	小浜市後瀬町	0770-52-0440	—	○	小浜市
	バンビーナサポート	小浜市多田	0770-56-2631	○	○	
	若狭高浜病院	高浜町宮崎	0770-72-5534	○	○	高浜町
	保険・医療・福祉総合施設「なごみ」	おおい町本郷	0770-77-2753	○	○	おおい町
	公立上中診療所	若狭町市場	0770-62-1188	○	○	若狭町 美浜町

こどもの食物アレルギー対応レシピ集

食物アレルギーを有する児童でも、通常と変わらない味・色合い・栄養のある食事を楽しむためのレシピを紹介しています。

※県子ども家庭課
（レシピ集掲載 <https://angelnet.pref.fukui.lg.jp/>）

ふくいエンゼルねっとプラス

検索



ひとり親家庭への支援を紹介します。

お子さんの学びを支援します。

制度	内 容	問合せ先
ひとり親家庭児童の学習支援	ひとり親家庭の小・中学生の子どもを対象に、学生ボランティア等による学習会を開催します。	お住まいの市町 (P15)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭が自立し、子どもが健やかに育つために、修学資金などの貸付を行います。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
交通災害等遺児就学支度金	交通事故等により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。※所得制限があります 支給額：小学校就学児 40,000円 中学校就学児 45,000円 高校就学児 60,000円	県子ども家庭課 0776-20-0341



ひとり親家庭の就業や生活を応援しています。

就業・養育に関する相談や法律相談などを行っています。また、生活費や子どもの学費などの貸し付けも行っていきます。

就業等相談	母子家庭等就業・自立支援センター 福井市にお住まいの方 (☎0776-20-5140 平日8:30~17:15) 福井市以外の市町にお住まいの方 (☎0776-21-0733 平日9:00~16:00)	各種相談	市にお住まいの方： 市役所 (P15) 町にお住まいの方： 県健康福祉センター (P15)	

・就業支援

制度	内 容	問合せ先
母子家庭等就業・自立支援サポート	福井県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談や就業支援講習会（パソコン講習、介護職員初任者研修、介護福祉士受験講習）を行っています。	福井市にお住まいの方(☎0776-20-5140) 福井市以外の市町にお住まいの方(☎0776-21-0733)
母子家庭等教育訓練給付金	ひとり親家庭の父母が雇用保険制度（教育訓練給付）の指定教育訓練等を受講した場合、経費の60%（限度額あり）が支給されます。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関に通う場合、給付金が支給されます。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の父母・子どもが高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講する場合、費用の一部を支給します。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
ひとり親家庭職業訓練資金貸付金	ひとり親家庭の父母が高等職業訓練促進給付金を活用し養成機関に在学する場合、入学準備金および就職準備金の貸付を受けることができます。（償還免除規定あり）	福井県社会福祉協議会 (P15)

・生活支援

制度	内 容	問合せ先
母子家庭等日常生活支援	ひとり親家庭および寡婦が、一時的な傷病や技能取得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより家事などを手伝ってほしい場合、家庭生活支援員が家に来てくれて家事などを助けてくれます。	お住まいの市町 (P15) (※)

(※)市町によって実施状況が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

・経済的支援

制度	内 容	問合せ先
児童扶養手当	原則18歳年度末までの子どもを育てているひとり親家庭の方に、児童扶養手当が支給されます。※所得制限があります	お住まいの市町 (P15) 県子ども家庭課 0776-20-0343
ひとり親家庭医療費助成	原則、20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の父母や子どもの医療費について、保険給付を受けた後の一部負担金分が助成されます。※所得制限があります ※中学校3年生まで（一部の町で高校3年生）のお子さんは、受給者証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより、無料で診察を受けられます。（子どもの医療費の窓口無料化）	お住まいの市町 (P15)
母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭が自立し、子どもが健やかに育つために、修学資金、住宅資金、生活資金などの貸付を行います。	お住まいの市町 (P15) 県健康福祉センター (P15)
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当や生活保護を受給されている場合、JR通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	お住まいの市町 (P15)
ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭の子どもにかかる病児・病後児保育の利用料、放課後児童クラブの利用料、高校生の通学費用（定期代）の補助を受けることができます。	お住まいの市町 (P15) (※)

(※)市町によって実施状況が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

子育て家庭への経済的支援を紹介します。

出産・育児に関する手当があります。

制度	内容	問合せ先
出産育児一時金	どちらかの親が健康保険に加入していれば、健康保険の種類に関係なく、子ども1人につき42万円が支給されます。(産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出産された場合は40.4万円となります。)	勤務先 全国健康保険協会(協会けんぽ) 健康保険組合、お住まいの市町 等
児童手当	中学修了前までの児童を養育する保護者に児童手当を支給しています。 支給額(月額) 3歳未満:15,000円 3歳以上:10,000円 特別給付:5,000円(所得制限以上の方)	お住まいの市町(P15)
出産手当金	働く女性(健康保険被保険者)が産前産後休業をし、給料が支払われない場合、健康保険から出産手当金が支払われます。国民健康保険の加入者はもらえません。	勤務先 全国健康保険協会(協会けんぽ) 健康保険組合 等
育児休業給付金	育児休業中に、雇用保険から賃金の67%(6か月経過後は50%)を限度に育児休業給付金が支給されます。 ※雇用保険に加入しており、1歳未満の子を育てるために休業し、休業前2年間に通算1年以上勤務しているなどの要件を方が対象です。	勤務先の担当窓口 公共職業安定所 (ハローワーク)
児童扶養手当	原則18歳年度末までの子どもを育てているひとり親家庭の方に、児童扶養手当が支給されます。※所得制限があります。	お住まいの市町(P15) 県子ども家庭課 0776-20-0343
JR通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当や生活保護を受給されている場合、JR通勤定期乗車券が3割引きで購入できます。	お住まいの市町(P15)

お子さんの医療費を助成しています。

制度	内容	問合せ先
子ども医療費助成	中学校3年生(一部の町では高校3年生)までの医療費について、保険給付を受けた後の一部負担金分が助成されます。 ※小学校1年生以上については、一部の市町を除き、自己負担金【通院1月500円、入院1日500円(月8日を上限とする)】の支払いが必要です。 ※中学校3年生まで(一部の町で高校3年生)のお子さんは、受給者証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより、受給者証に書かれた自己負担金だけで診察を受けられます。(子どもの医療費の窓口無料化)	お住まいの市町(P15)
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟のまま出生した乳児が入院治療に要する費用を助成(所得により自己負担あり)	お住まいの市町(P15) 入院中の指定養育医療機関
小児慢性特定疾病医療費助成	小児の慢性疾病のうち、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険がおよぶおそれのある治療に要する費用の一部を助成します。(所得等に応じた自己負担あり)	県保健予防課 0776-20-0350 各健康福祉センター 福井市在住の方は福井市保健所 0776-33-5185
重度障がい者(児)医療費等助成	重度障がい者(児)の健康の維持と経済的負担の軽減をはかるため、医療費を助成します。	お住まいの市町(P15)

2人目以降のお子さん・多胎児のお子さんに対する支援があります。

子どもさんふくいきプロジェクト

■ 保育料等の軽減

福井県独自に、子どもが2人以上いる家庭の保育料などを軽減しています。
(3~5歳児全員と、条件を満たす0~2歳児の保育所等利用料は全国で無償化されています。)

内容	標準的な料金 ※市町・施設によって金額が異なる場合があります。	2人目	3人目以降	多胎児 (1人目)
		原則無料(※) (年収360万円未満の世帯)	原則無料	
保育所等の保育料(0~2歳児)	所得に応じて市町が決定	【自己負担】	原則無料(4,500円/月上限)	
保育所・幼稚園・認定こども園の副食費	4,500円/月			
保育所での一時預かりの利用料	2,000円/日 1,000円/半日			
NPO法人等が実施する 一時的な預かり等の利用料	350円/時間	原則無料(※)	原則無料	★
病気療養中や病気回復期にある お子さんの一時的な預かりの利用料	2,000円/日 1,000円/半日			

★ 多胎育児サポート事業 1人目のお子さんが多胎児の場合、1人目の一時預かりの利用料等が原則無料(※)

■ 在宅育児応援手当の支給

子どもが2人以上で家庭で育児をする世帯に手当を支給しています。(※)

支給対象となる方	第2子以降で0~2歳のお子さんを、保育所等を利用せず在宅で育児をする方(次の全ての要件を満たす必要があります。) ・年収360万円未満の世帯 ・育児休業給付金を受給していない
支給期間	お子さんが、生後2か月~3歳に達するまで
支給額	月額10,000円/人

(※)市町によって実施状況が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

仕事と子育ての両立支援制度を紹介します。

育児休業が取得できます。

法律により、男性、女性を問わず、お子さんが1歳に達するまで(※特別な事情がある場合は最大2歳まで)の希望する期間、育児休業をとることができます。配偶者が専業主婦(夫)でもとることができます。休業中は、雇用保険から賃金の67%を限度(6か月経過後は50%)に『育児休業給付金』が支給されます。



育児・介護休業中の生活資金貸付制度があります。

融資対象者	県内に居住する勤労者で育児・介護休業制度を導入している事業所に1年以上勤務し、育児または介護のために休業しており、休業期間終了後同一事業所に直ちに復職することが確実な方
資金用途	育児または介護休業中の生活資金
融資金利	年利1.1% (令和3年1月現在)
融資限度額	100万円以内
融資期間	5年以内
償還方法	元利均等月賦償還。育児・介護休業期間中は元金据置(1年6か月以内)可能。

★詳しくは、北陸労働金庫福井支店へお問い合わせください。TEL:0776-22-5678

所定労働時間の短縮措置、所定外労働の制限の制度があります。

3歳未満のお子さんがある場合は、以下の制度が利用できます。

- ・所定労働時間を8時間から6時間に短縮できます。(短時間勤務制度)
- ・残業が免除されます。(所定外労働の制限)

※業務の性質上、短時間勤務制度が利用できない場合には、代替措置としてフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ、繰下げなどの制度が設けられています。会社により制度が異なりますので、お勤めの会社に確認してください。



子の看護休暇、深夜業の制限、時間外労働の制限が利用できます。

小学校就学前のお子さんがある場合は、申出により以下の制度が利用できます。

- ・お子さんが1人の場合は1年間に5日、2人以上の場合は1年間に10日、お子さんの病気やけが、予防接種などを理由に時間単位で休暇が取得できます。(令和3年1月1日より時間単位で取得可能になりました。)(子の看護休暇)有給か無給かは勤務先に確認してください。
- ・深夜(22時～5時)にお子さんを保育できる同居の家族がいない場合、その間の勤務が免除されます。(深夜業の制限)
- ・1ヶ月に24時間、1年に150時間を超える時間外労働が免除されます。(時間外労働の制限)

再就職を希望されている方への各種支援制度を紹介します。

仕事と子育ての両立のための総合的な就職支援について

子育てをしながら就職を希望されている方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れでも利用しやすい環境を整備し、担当者制の職業相談（予約可）、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

名 称	電話番号	住 所
ハローワーク福井マザーズコーナー	0776-52-8157	福井市開発1丁目121-1 (ハローワーク福井2F)
業務取扱時間	8:30～17:15 <small>(12:00～13:00の間はご利用いただけません)</small>	休 日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

名 称	電話番号	住 所
ハローワークたけふマザーズコーナー	0778-51-8821	鯖江市桜町2丁目7-1 (郷陽会館1Fハローワークプラザさばえ内)
業務取扱時間	8:30～17:00	休 日 火曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

女性の再就職支援訓練について

再就職を希望する女性を応援するため、再就職支援訓練を実施しています。開催時期、内容等詳細はお問い合わせください。


名 称	電話番号	住 所
福井県産業労働部労働政策課	0776-20-0388	福井市大手3丁目17-1
福井産業技術専門学院	0776-52-2120	福井市林藤島町20-1-3
敦賀産業技術専門学院	0770-22-0143	敦賀市道口19-2-1

子育てしながら働く(働きたい)女性をワンストップで支援




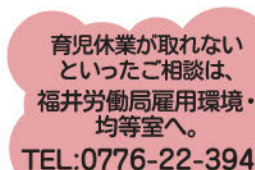
ふくい女性活躍支援センターでは、「育児と両立できる仕事を探したい」「保育所探しのアドバイスが欲しい」「仕事の悩みを相談したい」「キャリアアップをしたい」など、働く(働きたい)女性の様々な相談にワンストップで対応し、再就職支援セミナーも開催するなどして、女性の就業先探しやライフプラン実現に向けたお手伝いをしています。就職活動中に利用できる託児設備も完備。お気軽にお立ち寄りください。

名 称	電話番号	住 所
ふくい女性活躍支援センター	0776-41-4244	福井市下六条町14-1 (ユー・アイふくい2F)
開 所 時 間	9:00～20:00	
相 談 時 間	就職相談・職業紹介 火曜日～日曜日…………… 9:00～16:45 キャリア相談 火曜日～木曜日・土曜日…10:00～16:45 金曜日……………13:00～20:00 保育所・子育て相談 火曜日・木曜日・金曜日… 9:00～16:45	
※相談日および時間は変更する場合があります。 ※電話でのご予約がおすすめです。		
休 日	月曜日(休日を除く)・第3日曜日・休日の翌日(土・日・休日を除く) 年末年始(12月28日～1月4日)	

妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度

	制度内容	根拠法令	経済的支援措置
妊娠中の勤務	就業制限 坑内労働の禁止 妊娠中の女性を坑内業務に就かせてはけません。 危険有害業務の就業制限 妊娠中の女性を、重労働を扱う業務や有害ガスを発散させる場所での業務など、有害な業務に就かせてはけません。 軽易な業務への転換 妊娠中の女性は、現在の業務から、他の軽易な業務に配置換えを請求できます。 変形労働時間制、時間外労働等の制限 妊娠中の女性は、変形労働時間制の適用制限や時間外・休日労働、深夜業の免除を請求できます。	労働基準法第64条の2 労働基準法第64条の3 労働基準法第65条 労働基準法第66条	 <p>妊娠23週まで……4週に1回 妊娠24週から35週まで……2週に1回 妊娠36週から出産まで……1週に1回</p> <p>事業主に医師の指導事項を伝えるために「母性健康管理指導事項連絡カード」がありますので活用ください。なお、連絡カードは、ほとんどの母子手帳に様式が記載されています。</p>
	健康管理 健康管理に関する措置 (1) 健康診査等のための時間の確保 健康診査等のために必要な時間を確保してもらうよう事業主に請求できます。 (2) 指導事項遵守のための措置 健康診査等の指導事項を守るため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けることができます。 (3) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置 新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があると指導を受けた場合は、必要な措置を受けることができます。 (対象期間:令和4年1月31日まで)	男女雇用機会均等法第12条 男女雇用機会均等法第13条	
出産	産前休業 出産予定日の6週間(多胎妊娠は14週間)前から産前休業を取得できます。 出産が予定日より早ければ短縮され、遅ければ延長されます。 ※出産日は産前休業に含まれます。 産後休業 出産の翌日から8週間は産後休業(うち6週間は強制休業)を取得できます。ただし、6週間を経過した女性が請求した場合には、医師が支障ないと認めた業務に就くことができます。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 産前・産後休業については、書面による休業申出は義務ではありませんが、勤務先で様式を備えている場合もありますので、早めに手続について相談しましょう。 </div>	労働基準法第65条	産前・産後休業中の賃金については法律上特に定めがなく、有給か無給かについては勤務先の制度によって異なります。 出産手当金 出産日より前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産日後56日までの期間について、支給要件を満たした場合に、1日当たり賃金の3分の2に相当する額が加入している健康保険から支給されます。 ※詳しくはご加入の健康保険へ 産前・産後休業中の社会保険料の免除 産前・産後休業中の社会保険料は、労働者本人、事業主ともに免除されます。※詳しくは最寄りの年金事務所へ 出産育児一時金 妊娠4か月(85日)以上の出産で、1児につき原則42万円が支給されます。健康保険から医療機関等へ出産費用を直接支払うことにより、医療機関等での窓口負担を軽減できる「直接支払制度」を利用することができます。この制度を利用した場合、出産費用が出産育児一時金の額を超えるときは、超えた額を医療機関等の窓口で支払い、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は加入している健康保険から差額が支給されます。※詳しくはご加入の健康保険、市町へ
	取得できる労働者 原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者で、一定の範囲の期間雇用者(※1)も含まれます。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (※1) 申出時点において、次の①②のいずれにも該当する労働者 ① 同一の事業主に継続して雇用された期間が1年以上であること ② 子が1歳6か月(2歳までの育児休業の場合は2歳)になる日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者。 </div> なお、(※1)に該当するか否かにかかわらず労働契約の形式上期間雇用者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に真ならない状態となっている場合は対象となります。 取得できない労働者 (1) 日々雇用される人 (2) 労使協定で取得できないと定められた場合の次の労働者 ① 同一の事業主に継続して雇用された期間が1年未満の人 ② 育児休業の申出から1年以内(1歳6か月又は2歳の育児休業の場合は6か月以内)に雇用関係が終了することが明らかでない人 ③ 週の所定労働日数が2日以下の人 手続 育児休業開始予定日の1か月前(1歳6か月又は2歳の育児休業の場合2週間前)までに、「育児休業申出書」に育児休業期間等、必要事項を記載して事業主へ提出します。 回数 子ども1人につき、原則1回ですが、子ども誕生日から8週間以内に取得した最初の育児休業は回数に含めません。	育児・介護休業法第2、5〜9条	育児休業中の賃金については法律上特に定めがなく、有給か無給かについては勤務先の制度によって異なります。 育児休業給付金 本人が雇用保険に加入しており、育児休業中の賃金が減額、無給になった場合には、休業開始から180日目までは賃金の67%(181日目以降は50%)を限度として給付金が支給されます。 また、期限を定めて雇用される労働者も、次の要件に該当すれば支給されます。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ① 同一の事業主に1年以上継続雇用されていること ② 1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあること </div> ※詳しくは最寄りのハローワークへ 育児休業中の社会保険料の免除 育児休業中の健康保険料、厚生年金保険料は、労働者本人、事業主ともに免除されます。 ※詳しくは最寄りの年金事務所へ 育児休業中の住民税徴収猶予 住民税の徴収が猶予される場合があります。 ※詳しくはお住まいの市町へ 育児・介護休業生活資金貸付金制度 県では、育児・介護休業中の生活資金を低利で融資しています。 融資限度額 100万円以内 金利 1.1%(令和2年1月現在) 融資期間 5年(育児休業期間中措置) ※詳しくは北陸労働健康福祉支店へ
育児休業			

妊娠から子育て中の労働者に対する各種支援制度

	制 度 内 容	根 拠 法 令	経 済 的 支 援 措 置
育 児 休 業	<p>取得期間 子どもが生まれた日から1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で、申し出た期間です。(ただし、配偶者も育児休業をしているなどの場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間で本人が申し出た期間(上限は産後休業と育児休業を合計して1年間))また、子どもが1歳を超えても保育所に入れないなどの場合には、子どもが1歳6か月、さらに同様の事情により2歳に達する日まで継続して休業できるほか、子どもが1歳又は1歳6か月に達する日まで育児休業している配偶者と交替して休業することもできます。</p>		<p>男性労働者は子どもが生まれた日から育児休業を取得することができます。 妻が専業主婦や産後・育児休業中であっても、夫も育児休業を取得できます。</p>
職場復帰～1歳前日まで	<p>就業制限 坑内労働の禁止 出産した女性が坑内業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合は、坑内業務に就かせてはいけません。 危険有害業務の就業制限 出産した女性を、重量物を扱う業務や有害ガスを発散する場所での業務など、有害な業務に就かせてはいけません。 変形労働時間制、時間外労働等の制限 出産した女性は、変形労働時間制の適用制限や時間外・休日労働、深夜業の免除を請求できます。 育児時間 女性労働者は、1日2回各々少なくとも30分、育児時間を請求できます。</p>	<p>労働基準法第64条の2 労働基準法第64条の3 労働基準法第66条 労働基準法第67条</p>	
職場復帰後の勤務	<p>母性健康管理 (1) 健康診査等のための時間の確保 医師等の指示に基づく健康診査等を受けるために必要な時間を確保してもらえよう事業主に請求できます。 (2) 指導事項遵守のための措置 健康診査等の指導事項を守るため、勤務時間の変更、勤務の軽減等の必要な措置を受けられます。</p>	<p>男女雇用機会均等法第12条 男女雇用機会均等法第13条</p>	
職場復帰～3歳前日まで	<p>仕事と育児の両立 所定労働時間の短縮措置等 男女労働者は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を利用できます。なお、対象とすることが困難として労使協定により除外された労働者については、次の措置のうちから事業主が講じた制度を利用できます。 (1) 育児休業に準ずる制度 (2) フレックスタイム制 (3) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (4) 事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 所定外労働の免除 男女労働者は、所定外労働の免除を請求できます。</p>	<p>育児・介護休業法第16条の8、第23条</p>	
職場復帰～小学校就学前日まで	<p>仕事と育児の両立 子どもの看護休暇 男女労働者は、病気・けがをした子どもの看護または子どもの予防接種・健康診断を受けさせるために、小学校就学前の子どもが1人の場合には1年に5日まで、2人以上の場合には10日までを限度として、年次有給休暇とは別に時間単位で休暇を取得できます。また、配偶者が専業主婦の人等も取得できます。 時間外労働の制限 男女労働者は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限するよう請求することができます。 深夜業の制限 男女労働者は、深夜(午後10時～午前5時)に働かないことを請求することができます。ただし、子どもを保育できる同居の家族がいる場合や事業の正常な運営を妨げる場合を除きます。</p>	<p>育児・介護休業法第16条の2、3 育児・介護休業法第17条 育児・介護休業法第19条</p>	 <p style="color: red; font-weight: bold; text-align: center;"> 育児休業が取れない といったご相談は、 福井労働局雇用環境・ 均等室へ。 TEL:0776-22-3947 </p>

貸付金制度 《勤労者生活安定資金》	
融資対象者	福井県内にお住まいの勤労者の方
資金用途	医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金、耐久消費財購入資金、災害または事故等のため必要となった資金、生涯生活設計に要する資金など
融資金利	①3年以内 年利1.3% ②3年超～5年以内 年利1.6% (令和3年1月現在)
融資限度額	150万円以内
融資期間	5年以内
償還方法	元利均等月賦償還

☆詳しくは、北陸労働金庫福井支店へお問い合わせください。(TEL:0776-22-5678)



相談窓口を紹介します。

子どもに関する様々な相談（虐待、非行、しつけ、障がい等）

相談窓口	電話による相談	来所による面談相談
総合福祉相談所	☎0776-24-5138 月～金 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)	月～金 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)
敦賀児童相談所	☎0770-22-0858 月～金 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始を除く)	

虐待かも？と思ったら
いつでもお電話ください。

0776-24-3654
(ふくい24時間365日よ)

児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いちばやく)

※福井、丹南、二州、若狭健康福祉センター、市町でも相談を受け付けています。(P15参照)

女性の悩み（結婚、離婚、家庭内不和、配偶者等からの暴力など）

相談窓口	電話による相談	来所による面談相談 (※事前に電話連絡が必要です。)
総合福祉相談所	☎0776-24-6261 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 夜間電話相談 17:15～22:00 (毎日)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
生活学習館	☎0776-41-7111/7112 9:00～16:45 (月曜日、第3日曜日、祝日の翌日、年末年始を除く)	9:00～16:45 (月曜日、第3日曜日、祝日の翌日、年末年始を除く)

※県内各健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P15参照)

妊娠や出産に関すること

制度	内容	問合せ先
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児の記録と、育児の手引書（妊娠届を受け交付）	お住まいの市町（P15）
妊婦健診	市町と契約した医療機関で、原則無料で健康診査を実施	お住まいの市町（P15）
妊娠期から子育て期の 様々な相談	妊産婦等からの各種相談について、情報提供、助言、保健指導を実施	お住まいの市町（P15）
各種健康教室および 健康相談、訪問指導	妊産婦や乳幼児を対象に、出産や育児に関する相談や健康教室を開催	お住まいの市町（P15）

子どものからだに関すること

制度	内容	問合せ先
乳児健診	市町と契約した医療機関で、原則無料で健康診査を実施	お住まいの市町（P15）
1歳6か月児健診 3歳児健診	市町が保健センター等で健康診査を実施	お住まいの市町（P15）
各種健康教室および 健康相談、訪問指導	からだの発育や発達、歯科保健等に関する相談や健康教室を開催	お住まいの市町（P15）
福井県子ども救急 医療電話相談	子どもが急な病気や心配なとき、専門の看護師による電話でのアドバイス	#8000(または0776-25-9955) 月～土 夜7時～翌朝9時 日・休日 朝9時～翌朝9時

子どもの育て方に関すること

制度	内容	問合せ先
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援についての情報提供などを行います。	お住まいの市町（P15）
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士・社会福祉士・ヘルパー等が自宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	お住まいの市町（P15）
乳児・産婦訪問事業	乳児の発育や、母乳・ミルクに関する相談、産婦の健康相談等	お住まいの市町（P15）

子育て中の悩みについて

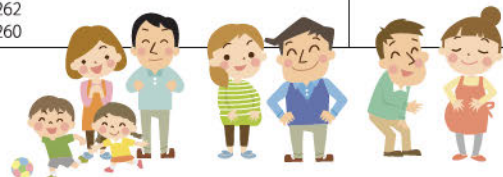
制度	内 容	問合せ先
子育てマイスター	子育てに関する助言、保護者の悩みや不安に関する相談	県子ども家庭課 0776-20-0341 お住まいの市町 (P15) 子育て支援センター
24時間・365日 児童相談	子どもに関する様々な相談	電話：0776-24-3654 (24時間365日)
育児不安解消 サポート事業	育児不安がある親子が、話し合いや個別相談で不安を軽減する教室	各健康福祉センター (P15)
子育てに関する様々な相談	子育てに関する相談について、情報提供、助言、保健指導を実施	お住まいの市町 (P15)
教育相談	いじめや学校生活、友人関係や不登校などに関する相談	24時間電話相談 0776-51-0511 24時間子供SOSダイヤル (全国共通) 0120-0-78310

女性の健康相談や不妊治療等に関すること

制度	内 容	問合せ先
女性の健康相談 不妊相談	<p>○女性の健康相談 妊娠・出産や月経不順等、女性の健康相談に関して助産師が電話相談、面接相談（予約制）に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 毎週月曜日・水曜日/13:30~16:00 (祝日休み) 右記【無料相談専用ダイヤル】にお電話ください。 面接相談 毎週水曜日/13:30~16:00 (祝日休み) 場所: 福井県看護協会 ※面接相談を希望される場合は、【無料相談専用ダイヤル】に事前にお電話ください。 <p>○不妊相談 不妊に関する相談について助産師の電話相談、医師の面接相談（予約制）を行っています。（男性からの相談も受け付けています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 助産師の電話相談 毎週月曜日・水曜日/13:30~16:00 (祝日休み) 右記【無料相談専用ダイヤル】にお電話ください。 医師の面接相談（予約制【無料相談専用ダイヤル】に事前にお電話ください。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 日時: 毎週水曜日 16:00~17:00 場所: 福井大学医学部附属病院産婦人科外来 (2) 日時: 第2火曜日 15:00~16:00 場所: 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター婦人科 	無料相談専用ダイヤル 0776-54-0080
不妊治療費の助成	夫婦で不妊検査や一般不妊治療を受けた費用の一部を助成 (結婚後3年以内の夫婦、妻の年齢などの要件あり)	県子ども家庭課 0776-20-0341
	保険が適用されていない体外受精、顕微授精を受けた夫婦に対して、その治療費の一部を助成 (県の指定した医療機関、妻の年齢などの要件あり)	県子ども家庭課 0776-20-0341 各健康福祉センター (P15) 福井市在住の方は福井市保健所 0776-33-5185

育児休業等の制度、育児休業給付金について

制度	相談機関・電話番号	相談時間
育児休業・休暇等 について	福井労働局雇用環境・均等室…0776-22-3947	月～金 8:30～17:15
育児休業給付金 について	ハローワーク福井…0776-52-8150 ハローワーク武生…0778-22-4078 ハローワーク大野…0779-66-2408 ハローワーク三国…0776-81-3262 ハローワーク敦賀…0770-22-4220 ハローワーク小浜…0770-52-1260	



市町と県のお問合せ先・各種相談窓口

市町名	担当課	電話番号
福井市	こども福祉課(子ども医療費、児童手当、ひとり親家庭への支援)	0776-20-5412
	子育て支援課(保育園、認定子ども園・保育料、一時預かり、地域子育て支援センター など)	0776-20-5270
	放課後児童育成室(小学生の放課後の預かり)	0776-20-5566
	健康管理センター(母子保健)	0776-28-1256
敦賀市	児童家庭課 子育て支援センター 健康センター(母子保健)	0770-22-8125 0770-21-1151 0770-25-5311
小浜市	子ども未来課 小浜市健康管理センター(母子保健)	0770-64-6013 0770-52-2222
大野市	教育委員会 こども支援課 健康長寿課 保健医務グループ(母子保健)	【代】0779-66-1111 0779-65-7333
勝山市	福祉・児童課 健康長寿課 母子保健係	0779-87-0777 0779-87-0888
鯖江市	子育て支援課 アイアイ親子サポートセンター 健康づくり課 母子保健グループ(母子保健)	0778-53-2224 0778-52-1138
あわら市	子育て支援課 子育て世代包括支援センター「こあらっこ」(母子保健)	0776-73-8021 0776-73-8010
越前市	子ども福祉課	0778-22-3006
	子ども福祉課 子ども・子育て総合相談室 健康増進課 すこやかグループ(母子保健)	【相談】0778-22-3628 0778-24-2221
坂井市	子育て支援課	0776-50-3042
	健康増進課	【相談】0776-50-3043
	子育て世代包括支援センター	0776-50-3067 0776-50-3045
永平寺町	子育て支援課 松岡保健センター(母子保健)	0776-61-7250 0776-61-0111
池田町	保健福祉課 教育委員会事務局(保育所・保育料、小学生の放課後の預かり)	0778-44-8000 0778-44-8006
南越前町	保健福祉課 町民税務課(子ども医療費、児童手当)	0778-47-8007 0778-47-8015
越前町	福祉課	0778-34-8725
	越前町子育て世代包括支援センター(母子保健)	0778-34-8821
美浜町	健康福祉課	0770-32-6704
	教育委員会事務局(小学生の放課後の預かり)	0770-32-6708
	子ども・子育てサポートセンター(母子保健)	0770-32-0192
高浜町	高浜町子育て世代包括支援センター「kurumu(くるむ)」	0770-72-6154
	住民生活課(子ども医療費、児童扶養手当)	0770-72-7703
	教育委員会事務局(小学生の放課後の預かり)	0770-72-7724
おおい町	住民窓口課	0770-77-4053
	すこやか健康課(母子保健)	0770-77-1155
若狭町	福祉課子ども・若者支援室	0770-62-2704
	福祉課(子ども医療費)	0770-62-2703
	教育委員会事務局(小学生の放課後の預かり)	0770-62-2730
	保健医療課(母子保健)	0770-62-2721

※各市町では、本パンフレットで紹介したサービスのほか、独自の様々なサービスを行っています。詳しくは、お住まいの市町担当課にお問い合わせください。

県の相談窓口(所在地)	相談内容・電話番号
◎総合福祉相談所(福井市光陽)	(子どもの相談) 0776-24-5138
	(女性相談) 0776-24-6261
◎敦賀児童相談所(敦賀市角鹿町)	(子どもの相談) 0770-22-0858
◎福井健康福祉センター(福井市西木田)	(子どもの相談・女性相談・ひとり親支援) 0776-36-2857
◎坂井健康福祉センター(あわら市春宮)	(子どもの相談・女性相談) 0776-73-0600
◎奥越健康福祉センター(大野市天神町)	(子どもの相談・女性相談) 0779-66-2076
◎丹南健康福祉センター(鯖江市水落町)	(子どもの相談・女性相談・ひとり親支援) 0778-51-0034
◎丹南健康福祉センター-武生福祉保健部(越前市上太田町)	(子どもの相談・女性相談・ひとり親支援) 0778-22-4135
◎二州健康福祉センター(敦賀市開町)	(子どもの相談・女性相談・ひとり親支援) 0770-22-3747
◎若狭健康福祉センター(小浜市四谷町)	(子どもの相談・女性相談・ひとり親支援) 0770-52-1300

虐待かも?と思ったら
0776-24-3654
(ふくい24時間365日よ)

児童相談所
虐待対応ダイヤル
189
(いちばやく)

福井県健康福祉部子ども家庭課
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0341 FAX 0776-20-0640

福井県子ども家庭課 検索



令和3年4月